

各管理権原者の皆様へ

## 消防法の改正概要について

杉並消防署 防火管理係

これまで消防法第8条の2及び消防法第36条により、共同防火管理協議事項として届け出されていた統括防火管理者を、消防法改正のため「統括防火・防災選任（解任）届出書」により、法施行日（平成26年4月1日）までに届け出いただくこととなりました。届出いただく対象は、共同防火管理協議事項の届出が該当する防火対象物で、届出方法については、以下のとおりです。

### 1 届出書類

#### (1) 統括防火・防災管理者選任（解任）の届出

届け出いただく様式は、①「統括防火・防災選任（解任）届出書」及び②「全体についての消防計画」です。①及び②についてはそれぞれ、各管理権原者のA「連名」によるか、B「主要な者等」による同意書を添付する必要があります。

#### A「連名」による場合

- 届出者欄は、「別紙のとおり」とします。
- 各管理権原者の住所、氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）が記載され、押印された※一覧表を添付してください。  
（※一覧表とせずに、個別の様式によることも可能です。）

#### B「主要な者等」による場合

- 届出者欄は、「主要な者等」の住所、氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）を記載します。
- 契約書等の写し（既に共同防火管理協議会が存在し、継続して運用をする場合は不要です。）
- 構成員一覧表等（共同防火管理協議事項の構成員一覧表と同じもの。）

#### (2) 全体についての消防計画の届出

既に、「共同防火管理協議事項を届け出ている場合」は、「全体についての消防計画」に、以下の記載と追加分を添付することにより、届け出たものとすることができます。

※但し、①管理権原の範囲に関すること（別図等）と②防火管理上必要な業務の一部委託に関することについては必ず記載願います。

また、これに付随し1のAか1のBの同意の添付が必要です。

（※追加分の添付とせずに、現在の法令に適合したものを新たに作成することもできます。）

**※共同防火管理協議事項が既に届出されている場合の記載例**

※全体についての消防計画「その他必要な事項」の欄の記載

- 1 共同防火管理協議事項届出 平成〇年〇月〇日届出
- 2 管理の権原の範囲に関すること…別図1のとおり
- 3 防火対象物全体についての防火管理上必要な業務の一部委託に関すること…別紙2のとおり

**2 その他**

- (1) 各用紙については、杉並消防署のホームページと東京消防庁のホームページの両方に掲載されています。杉並消防署のホームページには、詳しい説明文も掲載されていますので、是非参考にしてください。
- (2) 届出の際は、各用紙を出力していただき、記入・押印後に正本及び副本の2通にてお近くの杉並消防署各署所へ届け出てください。その際、防火管理手帳を必ず持参してください。
- (3) 年度末になりますと、込み合う可能性がありますので、できるだけ早めの届出をお願いいたします。
- (4) 管理権原者の変更（テナントの変更）があった場合についても、「統括防火防災管理者選任（解任）届出書」及び「全体についての消防計画」の両方により、変更した事業所を添付して届け出る必要があります。詳しくは、下記にお問い合わせください。

☆問い合わせ先☆ : **杉並消防署 予防課 防火管理係**

★電話番号:3393-0119 内線 520